

(補足)

〔高橋明善会員「農村計画についての論点」の二、農村計画の概念の最後のところ、三ページに次の文章を補足して下さい。〕

地域主義は玉野井氏によると次のように定義される。

「一定地域の住民がその地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感を持ち、地域の行政的経済的自立と文化的独立性とを追求することをいう。」

この主張は、国土の中央へ国民的エネルギーの大半を集中し、その結果、地域社会を中央に従属せしめ、自立性と個性とを奪ったこと、地域をその独自性において位置づけ、地域住民に生き甲斐を与えるようなものとしての地域社会を崩壊させたことなどのもたらした集権的国家社会のあり方、とりわけ高度経済成長政策への反省と批判をふまえている。

以上、ランダムであるが、農村計画にかかるいくつかの考え方を列挙してみた。限られた例示の中であるが、農村計画の概念には多くの問題が含まれていることが判る。

1. 計画概念は必ずしも中立的概観ではない。計画目標も国家計画や国家目的を強く意識するものから地域主義的発想まで多様である。そして国土庁の説明が自覚するように、計画の重点のおき方によって、計画相互の間にバラドックスな側面があらわ

れてくる。

2. 計画主体として農村当局をおき、農村住民を受益者として考える立場（「農村整備」）と自治、自主性、参加、民主主義を強調する立場との間にもずれがある。

3. 産業と生活、産業か生活かの問題についても、両者の分離、一方のみの重視、両者の結合（京都府の例）など視点の違いがある。

4. どのような指導理念をもりこむか重要である。自由、均衡、安全達成は西ドイツの場合である。そのほかにも安定感のある居住環境、地域文化、自然との調和、循環の回復、コミュニティ、地方自治、行政的経済的文化的自立、憲法と民主主義、連帯感など多くの問題が提示されている。

5. 村研の過去の論議の展開からいいうならば、農村の自治的、自立的発展とりわけ最近沖縄で概念化されてきた内発的発展ということが計画論と併せて考えられる必要がある。